

糸島市補助金設計書

所管課 農林水産課

補助金名称	竹買い取り支援補助金
区分	②奨励・支援的事業補助
該当例規等	糸島市林業振興事業補助金交付規程

【長期総合計画体系】

基本目標 7 __ 地域資源を生かした産業創出のまちづくり

政策 1 __ 農林水産業の振興

施策④ __ 林業生産基盤や生産条件を整備し、担い手の育成と林業の成長産業化を図る

1 補助の目的

森林や耕作放棄地などへの侵入竹を整備し、市土及び環境の保全を図る。
竹粉生産事業者が買い取る竹の価格に、商品券を上乗せ交付することで、竹を伐採する者等を増加させ侵入竹の整備を推進し、また、竹を法面保護工法の法面保護材として活用することにより、竹林の整備を促進する。

2 成果指標

成果指標：竹林の整備面積 (ha)

目標値：1.3 ha

3 補助対象事業・補助対象者

補助対象事業

市内において伐採された竹を、竹粉（自ら製造するものに限る。）を原料とした製品の材料として買い取る際、これを搬入した者に対し、糸島市商工会商品券を交付する事業（竹林整備促進事業）

補助対象者

市内において竹林整備促進事業を行う者

4 補助対象(外)経費

補助対象経費

竹林整備促進事業を行うのに要する経費

（竹を搬入した者に対し交付した糸島市商工会商品券の額）

※竹林内から竹の「搬出」「枝打ち」「玉切り」「運搬」をコスト化すると、1ト当たり約21,000円の費用がかかる。

5 補助率・補助限度額、積算根拠

予算に定める額以内

（竹粉生産事業者が竹を買い取る価格に3,000円/tの商品券を上乗せ交付する。）

6 補助期間（期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う）

令和2年度まで

竹を伐採する者等を増加させ、森林や耕作放棄地などへの侵入竹などの整備を推進し、環境の保全が図られるため、公益上必要であり、継続する。